

茨木市水道部設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、茨木市水道部（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において、設計・施工一括発注方式を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、設計・施工一括発注方式とは、設計及び施工を一括して同一の受注者に発注する入札方式であり、発注者が求める仕様及び性能等（以下「発注仕様」という。）に基づき、入札参加を希望する者から入札前に設計及び施工方法に関する提案（以下「技術提案」という。）を受け、発注者の審査によって妥当と認められた技術提案の提出者を対象に当該提案をもとに価格競争入札を実施して、受注者を選定する方式をいう。

（対象工事）

第3 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、制限付一般競争入札に付す工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間の事業者の技術力等を活用することにより、工期の短縮やコストの縮減等が見込める工事であって、事業者が有する設計技術と施工技術を一体で活用することが適当であるもの
- (2) 標準的な施工方法等が定められていない工事であって、民間の事業者が有する特殊技術を踏まえた設計を行うことが適当であるもの

（工事の選定等）

第4 工事担当課長は、対象工事の選定及び技術提案を求める範囲について、茨木市水道部工事請負入札審査委員会に諮るものとする。

（提案の募集）

第5 発注者は、技術提案の募集に当たっては、入札公告に次の事項を明示するものとする。

- (1) 入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式の対象工事であること。
- (2) 発注仕様に関して発注者が示した図面及び仕様書等の内容に基づき、工事の施工方法及び環境対策等についての技術提案の提出を求めること。
- (3) 入札参加希望者が提出した技術提案の審査の結果、技術提案が採用されない場合があること。
- (4) 入札参加希望者が提出した技術提案が採用されることが、入札参加条件となること。
- (5) 受注者が提出した技術提案を発注者が採用することにより、設計及び工事に関する

る受注者の責任が軽減されるものではないこと。

(技術提案書の提出)

第6 入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出に併せて、技術提案の内容を明示した技術提案書を提出するものとする。この場合において、技術提案書の作成等に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

2 前項の規定により提出された技術提案書は、次に掲げる取扱いを行うものとする。

(1) 返却及び公表は行わないものとする。

(2) 技術提案が採用された後における技術提案の内容の変更は認めないものとする。

(技術提案の審査等)

第7 技術提案の審査は、茨木市水道部工事請負入札審査委員会が行い、採否を審査するものとする。

2 審査にあたっては、発注仕様に基づいて工事目的物の機能及び品質の確保を前提とした施工の可否について行うものとし、必要に応じて、入札参加希望者に対し、提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

3 技術提案の採否は、書面により入札参加希望者に通知するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。